

○ 給与支払報告書(総括表)

(あて先)舟橋村長

令和 年 月 日提出

※

⑦指定番号

新規・継続

①給与支払者の法人番号または個人番号									
給与支払者	フリガナ					⑧事業種目			
	②氏名又は名称					⑨受給者総人員		人	
	③所在地(住所)	〒				令和舟橋村分報告年度員	⑩特別徴収(給与天引)	人	
		☎					⑪普通徴収(退職者)	人	
④代表者の氏名					⑫普通徴収(退職者を除く)		人		
⑤ご担当 所属部署・氏名 電話番号	所属部署: 氏名: ☎: () (内線)					⑬合計	人		
⑥会計事務所等の名称・電話番号					⑭納入書の送付	要・不要			
⑮年末調整の際、他社分給与を含めていますか? (含む場合は、必ず摘要欄に記載願います。)						はい・いいえ			

※総括表に個人別明細書を添えて提出してください。

※名称・所在地に変更や誤りがある場合は、朱書で訂正願います。

特別徴収の税額通知について (お知らせ)

富山県と県内市町村では、全ての事業者において特別徴収(個人住民税の給与天引)を行うこととしております。特別徴収義務者である事業者には、5月に税額通知書を送付いたしますので、給与支給時に従業員の側の個人住民税を特別徴収し、市町村へ納入してください。アルバイトやパート、役員等を含む全ての従業員が対象になります。

なお、普通徴収が認められる例外事由に該当する場合のみ、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」等の提出をすることで普通徴収に切替が可能です。

納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、県内全ての市町村で特別徴収の実施を徹底しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※納期の特例・・・全従業員数が常時10人未満の事業所については、各市町村へ申請し承認を受けた場合、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。この特例は納期に関する特例ですので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。